

令和 6 年度 介護保険サービス事業者集団指導

【地域密着型(介護予防)サービス】

指導監査制度について

指導監査制度について

(1) 指導監査の根拠法令 (1 / 2)

・ 地域密着型サービスの場合

法令名：**介護保険法**（以下、「法」といいます。）

第23条	…文書の提出等	(運営指導 の根拠)
第42条の2	…地域密着型介護サービス費の支給	(指定関係の根拠)
第78条の7	…報告等	(監査権の根拠)
第78条の9	…勧告、命令等	(監査後の根拠)
第78条の10	…指定の取消し等	(監査後の根拠)

指導監査制度について

(1) 指導監査の根拠法令 (2 / 2)

- ・ 地域密着型介護予防サービスの場合

法令名：**介護保険法**（以下、「法」といいます。）

第23条 …文書の提出等 (運営指導の根拠)

第54条の2 …地域密着型介護予防サービス費の支給

(指定関係の根拠)

第115条の17…報告等 (監査権の根拠)

第115条の18…勧告、命令等 (監査後の根拠)

第115条の19…指定の取消し等 (監査後の根拠)

指導監査制度について

(1) 目的

- ①介護給付等対象サービスの質の確保
- ②保険給付の適正化

(2) 基本方針

指導は、サービス事業者等に対し、**各種指導形態**によって、利用者の**自立支援及び尊厳の保持**を念頭において、サービス事業者等の**支援**を基本とし、法令等に定める介護給付等対象**サービスの取扱い**や**介護報酬の請求等に関する基準**等について周知徹底させることを方針とする。

指導監査制度について

(3) 指導の形態

① 集団指導…講習等の方式で実施 (年 1 回)

② 運営指導…事業所にて市職員が現場確認 (随 時)

③ 監 査…必要に応じて市職員が実地検査

指 導…制度管理の適正化とよりよいケアの実現

監 査…不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施

指導監査制度について

(4) 集団指導の実施方法

①介護給付等対象サービスの取扱い

(制度や基準の周知・解説、指定更新事務等)

②介護報酬の請求内容

(適正な請求事務)

③制度改正内容及び過去の指導事例

上記等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施（ホームページ等の活用による実施も可能）

指導監査制度について

(5) 運営指導の実施方法

- ① (原則) **1 月前までに**文書で実施日等を通知
事前の準備書類の作成依頼・提出
- ② (当日) 関係書類の閲覧 (**コピー**をいただくこともあります)
管理者及び関係者への聞取りや現場確認
⑨必要に応じて監査への移行も行います
- ③ (後日) **指導結果**の通知
(運営指導の当日に後日回答としたものを含む)

指導監査制度について

（６）運営指導で改善を要すると認められた場合

- ・ 指導の結果、市から文書で通知のあった事項については、**改善報告書**を提出
- ・ その他（必要に応じて）

{ 改善報告書の現場確認
再度の運営指導
監査（実地検査）の実施

指導監査制度について

(7) 監査と運営指導の違い（**海南市の場合**）

項 目	運営指導	監 査
指 導 の 拘 束 力	—	改善勧告に従わない場合は公表・改善命令（公示）・指定取消（公示）
虚 偽 答 弁 の 罰 則	—	30万円以下の罰金
権 限 の 相 違	帳簿類の提出・提示を求める	帳簿類の提出・提示を命じる
出 頭 命 令	—	○
関 係 人 へ の 質 問	—	○
関係場所への立入	—	○

指導監査制度について

(8) 行政指導及び行政処分の程度

①行政指導

◇改善指示…基準違反に対する指示

◇改善勧告…改善指示に従わないときは公表

②行政処分（事由により異なる）

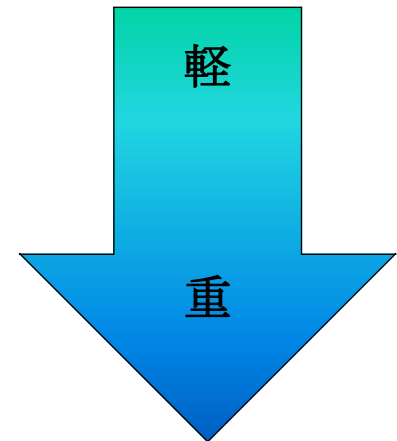
◆改善命令

◆指定効力の一部停止

◆指定効力の全部停止

◆指定取消し

公示



指導監査制度について

(9) 3つの行政処分について

(指定効力の一部停止・指定効力の全部停止・指定取消)

改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合に行います。

⑨不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができます。

※勧告に従わない場合は、その旨の公表や行政処分の公示を行います。

指導監査制度について

(10) 3つの行政処分の概要

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	新規利用者の受入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービス提供や報酬請求の効力を、一定期間、一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すること	全ての利用者の受入れを不可とすること

指導監査制度について

(11) 経済上の措置

① 勧告・命令・指定取消し等

(例) 法に基づいて**介護報酬の返還**

② 命令・指定取消し等

(例) ①の返還**+100分の40を乗じた加算金**

※その他、必要に応じて厚生労働大臣及び和歌山県知事に報告。